

第 1 9 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 1 0 月 6 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 1 0 月 6 日 午前 1 0 時 1 4 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二		○	
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 番	星野	安久	委員
	議席 2 番	斉藤	美保	委員

議事参与が制限された委員数 3 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	中澤	正幸	
	統括主幹(農地調整係長)		吉田	徳之
	統括主幹(農業振興係長)		狩野	康信
	主 事	中嶋	辰哉	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。

令和2年度第19回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいまの出席委員は、議席番号3番、岸正二委員から欠席の届出が出ておりますが、19人中18人で、会議は成立しております。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号1番、星野安久委員、議席番号2番、斉藤美保委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号1番、星野安久委員と議席番号2番、斉藤美保委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係の許可番号5の88番の1件について、令和2年9月16日に意見聴取をいたしました。同日付けをもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答がありました。

なお、本件については、「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の許可が必要であり、同条例に係る審議会の結果、令和2年9月25日付けにて許可となりました。

条例の許可日をもって、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立し

た日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明させていただきます。報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明させていただきます。報告書の7ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1番から4番までの4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。 また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で報告第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第5号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の9ページをお願いいたします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、9ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。 以上で報告第5号の説明を終わります。よろしく願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を野村隆第2班長、赤城、北橘地区を星野安久第2班長より報告をお願いします。最初に野村第2班長、お願いいたします。

15番

9月29日に実施しました、第2班、渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、齊藤由香委員、青木明雄委員、眞下謹司委員、事務局、吉田係長、中嶋主事と私、野村の6名で実施いたしました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が5件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号4の2番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は畑となっています。問題ないと思われます。

次に5条の計画変更申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は一体利用する雑種地となっています。問題ないと思われます。

次に5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は宅地と山林、西は畑、南は一体利用する雑種地と畑、北は山林となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、5条の計画変更の申請番号1番の現地と同じですので、省略をさせていただきます。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地と畑、西と南と北は道路となっています。問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は道路、西と南と北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地、西と北は道路、南は畑となっています。問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資

料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班、渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、星野安久第2班長、お願いいたします。

1 番

第2班、赤城、北橘地区の現地調査を9月29日に実施いたしました。

参加者は、角田壽一委員、新井正喜委員、石田玉枝委員、大島アサ子委員と私、星野。事務局は、狩野係長と山口主事。計7名で実施いたしました。

今回の赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が3件、合計6件でありました。

いずれも、現地調査をした結果、申請地周辺の状況については特に問題がありませんでした。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から3の7番の7件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書の1ページの申請番号3の2番につきましては、10月5日に申請人より申請の取下げ願ひがありました。

また、議案書の4ページの申請番号3の7番につきましては、10月2日に申請人より申請の取下げ願ひがありましたので、それぞれ欠番

でお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の3番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業参入のための申請となります。

なお、農地法第3条第3項の規定により、農地所有適格法人以外の法人に対し許可をする場合は、あらかじめ市長に通知し、市長は必要があると認めるときは意見を述べるができることとなっています。

このため、農地法第3条第3項の規定による農地等の権利取得の許可について、9月17日付けで渋川市長あてに通知しましたが、意見の提出はありませんでした。

申請番号3の3番は、農業経営効率化のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

2ページ、3ページをお願いいたします。

申請番号3の4番及び3の5番の2件につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の6番は、農業経営効率化のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の2番及び3の7番は取下げとのことですので、申請番号3の2番及び3の7番を除く、申請番号3の1番から3の7番の5件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

18番

はい。18番、高橋。

議 長

はい、18番、高橋昭彦委員。

1 8 番	申請番号 3 の 1 番について聞きたいのですが、ここは特別養護老人ホームがある所だと思うのですけれども。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	申請地の隣には、老人ホームの施設があります。今回の申請者は、老人ホームを運営する法人と同じ系列ではありますが別の会社で、平成 2 9 年 3 月 7 日に立ち上げられた法人です。
1 8 番	たまたま同じ代表取締役の系列で、半田地区に土地を借りている人が、たいした作物を作っていないくって、荒れていたのを見ているので、大丈夫なのかなと心配になりました。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまの高橋委員のご指摘、私も存じております。 今回の申請地につきましては、もともと酪農家が集まって牧草等を作ったりしていた所で、それが高齢化に伴って少し草が生えてきていたところ、平成 2 9 年に会社を立ち上げ、その方たちの息子さんなどの雇用も取り入れて、荒れないようにしていこうということで、この法人が農業に参入するという今回の申請に至ったものです。
議 長	ほかに何かございますでしょうか。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第 1 号、申請番号 3 の 2 番及び 3 の 7 番を除く、申請番号 3 の 1 番から 3 の 7 番の 5 件については、許可することでご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号 3 の 2 番及び 3 の 7 番を除く、申請番号 3 の 1 番から 3 の 7 番の 5 件については、議案のとおり許可すること

に決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の5番の5件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号4の3番は、周辺の一団の農地が10ヘクタール以上の区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

6ページをお願いいたします。

申請番号4の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の5番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当

すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号4の1番から4の5番の5件についてを審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りいたします。
議案第2号、申請番号4の1番から4の5番の5件につきましては、
許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から4の5番の5件については、
議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号1番の1件を上程し、審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の変更前、変更後の住所、氏名又は名称、契約内容、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、平成25年3月18日付け指令により、一般住宅

用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、当初計画していた計画が諸事情により実行できませんでした。一方、変更後法人は、申請地の北側の工場で酸素、ガス等を製造しており、申請地に隣接する会社駐車場を一部資材置き場として使用するため、駐車場の確保を計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

4 番

はい。4番、角田。

議 長

はい、4番、角田壽一委員。

4 番

説明をお聞きして流れは分かったのですが、受け人も変わって、住宅用地が駐車場に変わるという流れに関して、手続き上、全く問題なかったと理解してよろしいのでしょうか。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

この案件につきましては、一般住宅用地から露天駐車場用地へ全部承継して転用するということで、問題ないと思います。

4 番

実は、隣接地を駐車場で確保したいというような相談を持ちかけられて、これと状況は似ているように感じたのですが、例えば、第1種農地とか第2種農地とか、色々規定はあるんでしょうけれども、隣接している土地であれば、スムーズに転用できるものなんじゃないでしょうか。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

本件の申請につきましては、都市計画法の用途地域内にあり、また、

会社の規模からいっても、従業員及び来所者用の駐車場として利用するということが妥当であり、問題ないと判断いたしました。

4 番 事務局に行って相談するのがベストだと話はしておいたのですが、ここに上がっていないので相談もまだなのだと思います。またそのときにはお願いします。

議 長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の1番から5の8番の8件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の8番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始

末書が出されています。

申請番号５の２番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号５の３番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、５００メートル以内に２以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

１０ページをお願いいたします。

申請番号５の４番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号５の５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の６番は、周辺の一団の農地が１０ヘクタール以上の区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

１１ページをお願いいたします。

申請番号５の７番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の８番は、周辺の一団の農地が１０ヘクタール以上の区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号５の１番から５の８番の８件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第４号、申請番号５の１番から５の８番の８件については、許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号５の１番から５の８番の８件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１３、議案第５号、農用地利用集積計画の

決定についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第５号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の１３ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、小野上、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和２年１１月１日を予定しております。

計画概要につきましては、１３ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が２２６人、借受人が１１７人、筆数が５１３筆、面積が６９２，２５５．０２平方メートルです。この個別の内訳は、１４ページから３６ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第５号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、利用権設定総括表の番号６３番の１件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、番号６３番の１件について審議いたします。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号６３番の１件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号６３番の１件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、番号２６９番及び３５８番から３５９番の３件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、番号２６９番及び３５８番から３５９番の３件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号２６９番及び３５８番から３５９番の３件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号２６９番及び３５８番から３５９番の３件については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、番号３６０番から３６３番の４件について審議しますので、関係する委員は退席をお願いいたします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、番号３６０番から３６３番の４件について審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号３６０番から３６３番の４件については、議案のとおり認める
ことでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、番号３６０番から３６３番の４件については、承
認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

（関係委員着席）

議 長 続きまして、番号６３番の１件、番号２６９番及び３５８番から３
５９番の３件並びに番号３６０番から３６３番の４件を除く、番号１
番から５１３番の５０５件について審議します。
質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
番号６３番の１件、番号２６９番及び３５８番から３５９番の３件
並びに番号３６０番から３６３番の４件を除く、番号１番から５１３
番の５０５件については、議案のとおり認めることでご異議ございま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、番号６３番の１件、番号２６９番及び３５８番か
ら３５９番の３件並びに番号３６０番から３６３番の４件を除く、番
号１番から５１３番の５０５件については、承認することに決しまし
た。

以上をもちまして、第１９回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前 1 0 時 1 4 分>